

漁業権の免許の優先順位の特例

現行制度

特定区画漁業権

(いかだや生け簀等を使った養殖を行う権利)
下記の優先順位に基づき知事が免許を付与。

第1順位

- ・地元漁協(自ら漁業は行わず漁業権の管理を行う漁協)
※漁業者(組合員)は漁協から漁業を営む権利(行使権)を取得。

第2順位

- ・地元漁民の7割以上
を含む法人

第3順位

- ・地元漁民の7割以上
で構成される法人

第4順位

- ・第2順位、第3順位以外の漁業者及び漁業従事者(法人含む。)

第5順位

- ・新規参入企業等

特例措置

第1順位

地元漁民の7割以上を含む法人

地元漁民の7人以上で構成される法人

第2順位

地元漁協
(自ら漁業は行わず漁業権の管理を行う漁協)

知事による免許審査基準をクリアした法人がいる場合